

# 定期検査手数料表

## 【集合検査】

山形県条例第8号 手数料条例 (非課税)

種	類	能 力	金 額(円)
	指 示 は か り (バネはかり) (振子はかり)	100kg以下のもの	500
		250kg以下のもの	900
		500kg以下のもの	1,600
	台 手 動 は か り (台はかり) (注)おもり付きでないもの 150kg以下のもの50円減額 150kgを超え1t以下のもの 60円減額	100kg以下のもの	550
		150kg以下のもの	950
		250kg以下のもの	960
		500kg以下のもの	1,660
	不 等 比 皿 手 動 は か り (皿はかり) (注)おもり付きでないものは50円減額	100kg以下のもの	550
	棒 は か り		310
	直線目盛指示はかり (直 目)		300
	等 比 皿 手 動 は か り (等 比 皿)	100kg以下のもの	620
	手動指示併用はかり (指示併用) (注)分銅付きでないものは50円減額	100kg以下のもの	550
	手 動 天 び ん	100kg以下のもの	620
	電 気 式 は か り (電気抵抗線式はかり) (誘電式はかり) (電磁式はかり) (その他の電気式はかり)	100kg以下のもの	1,400
		250kg以下のもの	1,800
		500kg以下のもの	2,300

【留意事項】 次の場合については、所在場所定期検査となります。(裏面、特定計量器検査料参照)

- (1) 特定計量器の質量又は体積が大きい、運搬が著しく困難な場合 【例】ひょう量500kgを超えるはかり※、特殊なはかりなど  
 ※ひょう量500kgを超えるはかりを集合検査で受検希望される場合は、当協会までお問い合わせください。
- (2) その構造上、運搬することにより、破損又は精度が落ちるおそれがある場合 【例】目量の数が6,000を超える高精度のはかりなど
- (3) 土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難な場合 【例】自動計量包装値付機、トラックスケールなど
- (4) 受検計量器の数が多く、使用者が所在場所での検査を希望する場合など

# 特定計量器検査料

【所在場所定期検査・計量証明検査・依頼検査】

(消費税込)

種 類	能 力	検査料(円)	備 考
電気式はかり	電気抵抗線式はかり	30kg以下	
		100kg以下	
	誘電式はかり	250kg以下	
	電磁式はかり	500kg以下	
	その他の電気式はかり	1 t 以下	
	2 t 以下	12,870	
	5 t 以下	16,720	
機械式はかり	等比皿手動はかり	20kg以下	
		50kg以下	
	指示併用はかり	100kg以下	
	指示はかり	150kg以下	
	皿手動はかり	250kg以下	
		500kg以下	
	台手動はかり	1 t 以下	
	手動天びん	2 t 以下	
	5 t 以下	16,720	
	50kg以下	1,100	
棒はかり	50kgを超えるもの	1,320	
直線目盛指示はかり	50kg以下	770	
大型はかり	5 t を超える 運搬車両はかり	10 t 以下	検査分銅運搬費は 別途金額加算
		20 t 以下	
		30 t 以下	
		40 t 以下	
		50 t 以下	
		50 t を超えるもの	
上記全種類	最小目量または感量がひょう量の1/10,000未満		上記検査料の2倍
皮革面積計		16,500	

●検査分銅運搬費 中型はかり (300kg以上5t以下)

下記金額を加算します。但し300kg未満については原則として加算しない。

(300kg以上500kg以下3,300円、500kgを超え1t以下5,500円、1tを超え2t以下11,000円、2tを超え5t以下16,500円)

●支払方法 検査料等は現金払いを原則とします。但し請求手続により後日支払を申しでた場合は、検査が終った日から10日以内に、下記口座に振込んでください。

山形銀行南館支店 (普通)No.0101834

郵便振替 02490-0-957

荘内銀行山形本店営業部(普通)No.129732

山形県指定定期検査機関・指定計量証明検査機関  
山形市指定定期検査機関

一般社団法人 山形県計量協会

山形市松栄二丁目2番1号

TEL (023)644-9811

FAX (023)644-9810